

〔資料〕

米国教育省特殊教育年報（1～14）

中野善達

I. はじめに

P.L. 89-750 初等中等教育法修正（1966¹⁾）は第 604 条で、全米障害児諮問委員会²⁾の設置と、同委員会が特殊教育に関する諸情報（資料とその分析、今後の方策など）を議会に毎年報告することを規定した。これは P.L. 91-230 障害者教育法（1969³⁾）にも引き継がれ、同委員会が教育総局長に報告書を提出すること、教育総局長がこれを基にした報告書を教育・保健・福祉長官に提出すること、同長官がこれを基本にまとめた報告書を議会に提出することとされた。1975 年、正式名称「全ての障害児に教育的援助を提供するために、並びに他の諸目的のために障害者教育法を修正する法律」、略称「全障害児教育法（1975）」P.L. 94-142⁴⁾が制定された。

同法の目的は第 601 条(c)項に示された。「本法の目的は、障害をもつ全ての子供が、第 612 条(2)号(B)節に明示された期限内に、彼らのユニークなニーズに合致するよう企図された特殊教育及び関連サービスを強調する無償で適切な公教育 (Free Appropriate Public Education: FAPE) が彼らに利用できることを保障し、障害をもつ子供やその親や保護者の権利が保障されることを保障し、障害をもつ全ての子供の教育を提供するため州及び地方を援助し、障害をもつ子供を教育する努力の実行性を評価し保障することである。」（この目的は現在も変更されていない）。

同時に、第 618 条(d)項(1)号で報告書の提出が定められた。「各会計年度の終結後 120 日以内に、教育総局長は上下両院の適切な諸委員会に対し、(b)項の下で行われた全ての評価活動の詳細な記述を含む、全ての障害児の無償で適切な公教育の提供に向けてなされた進歩に関する報告を提出するものとする。」各会計年度は 10 月 1 日から始まり、翌年 9 月 30 日で終結する。年報はその翌年の 1 月末に刊行される。したがって、1991 会計年度は 1992 年版年報に掲載され、1993 年 1 月末に発行された。

全障害児教育法の施行は 1977 年 10 月 1 日であっ

た。同法による第 1 の年次報告書は 1979 年 1 月に出され、以後毎年公にされ、合衆国特殊教育に関する貴重な情報源となっている。この一次資料を基にした、あるいは利用した論文・著書の数は枚挙にいとまがないほどである。わが国でも、その一部を翻訳したり、引用したり、これを基にして書かれた論文等が相当ある⁵⁾。しかし、その全体について、法的根拠や年報の構成・内容等がきちんと紹介されていない。これらをここに紹介することにした。

II. 年報の名称・構成

第 1 年報（1979 年）から第 14 年報（1992 年）までの(A)著作者、名称、発行元、(B)年報の構成を示した。著作者及び発行元は第 1 年報のみが保健・教育・福祉省であり、第 2 年報以下は教育省となっている。これは、教育省設置法により、1980 年 5 月、教育省が独立の省となったためである。また、第 6 年報までは、「P.L. 94-142 全障害児教育法」の実施に関する議会への報告となっているが、第 7～第 12 年報は「障害者教育法」、第 13 年報からは「障害をもつ個々のものの教育に関する法律」（便宜的に「障害者教育法」と呼んでおく）という名称になっている。これは 1983 年 12 月 2 日に障害者教育法の修正法⁶⁾が制定されたためと、1990 年 10 月 30 日制定の障害者教育法修正で法律の名称変更がなされたためである⁷⁾。

各年報の目次から、構成及び内容が概ね把握できるであろう。いずれの年報も各州からの諸報告を中心とする補遺 (Appendix) の分量が多いが、第 14 年報を例にして補遺の内容を示した。

1. 年報の著作者、名称、発行元

- (1) U. S. Department of Health, Education, and Welfare. 1979. Progress Toward a Free Appropriate Public Education. A Report to Congress on the Implementation of Public Law 94-142: The Education for All Handicapped Children Act. U. S. Department of Health, Education, and Welfare.
- (2) U. S. Department of Education. 1980. "To

- Assure The Free Appropriate Public Education of All Handicapped Children”: Second Annual Report to Congress on the Implementation of Public Law 94-142: The Education for All Handicapped Children Act. U. S. Department of Education.
- (3) U. S. Department of Education. 1981. “To Assure The Free Appropriate Public Education of All Handicapped Children”: Third Annual Report to Congress on the Implementation of Public Law 94-142: The Education for All Handicapped Children Act. U. S. Department of Education.
- (4) U. S. Department of Education. 1982. “To Assure The Free Appropriate Public Education of All Handicapped Children”: Fourth Annual Report to Congress on the Implementation of Public Law 94-142: The Education for All Handicapped Children Act. U. S. Department of Education.
- (5) U. S. Department of Education. 1983. “To Assure The Free Appropriate Public Education of All Handicapped Children”: Fifth Annual Report to Congress on the Implementation of Public Law 94-142: The Education for All Handicapped Children Act. U. S. Department of Education.
- (6) U. S. Department of Education. 1984. “To Assure The Free Appropriate Public Education of All Handicapped Children”: Sixth Annual Report to Congress on the Implementation of Public Law 94-142: The Education for All Handicapped Children Act. U. S. Department of Education.
- (7) U. S. Department of Education. 1985. “To Assure The Free Appropriate Public Education of All Handicapped Children”: Seventh Annual Report to Congress on the Implementation of the Education of the Handicapped Act. U. S. Department of Education.
- (8) U. S. Department of Education. 1986. “To Assure The Free Appropriate Public Education of All Handicapped Children”: Eighth Annual Report to Congress on the Implementation of The Education of the Handicapped Act. U. S. Department of Education.
- (9) U. S. Department of Education. 1987. “To Assure The Free Appropriate Public Education of All Handicapped Children”: Ninth Annual Report to Congress on the Implementation of the Education of the Handicapped Act. U. S. Department of Education.
- (10) U. S. Department of Education. 1988. “To Assure The Free Appropriate Public Education of All Handicapped Children”: Tenth Annual Report to Congress on the Implementation of The Education of the Handicapped Act. U. S. Department of Education.
- (11) U. S. Department of Education. 1989. “To Assure The Free Appropriate Public Education of All Handicapped Children”: Eleventh Annual Report to Congress on the Implementation of The Education of the Handicapped Act. U. S. Department of Education.
- (12) U. S. Department of Education. 1990. “To Assure The Free Appropriate Public Education of All Handicapped Children”: Twelfth Annual Report to Congress on the Implementation of The Education of the Handicapped Act. U. S. Department of Education.
- (13) U. S. Department of Education. 1991. To Assure The Free Appropriate Public Education of All Children with Disabilities: Thirteenth Annual Report to Congress on the Implementation of The Individuals with Disabilities Education Act. U. S. Department of Education.
- (14) U. S. Department of Education. 1992. To Assure The Free Appropriate Public Education of All Children with Disabilities: Fourteenth Annual Report to Congress on the Implementation of The Individuals with Disabilities Education Act. U. S. Department of Education.

2. 年報の構成

第1年報 (1979年)

(216頁)

はじめに

前書き

概要

前置き

1. 特殊教育サービス対象者はどのような利益を受けるのか？
2. どのような教育の場が望ましいのか？
3. どのようなサービスが提供されるのか？
4. どのような行政の仕組みが存在するのか？
5. 法の施行結果はどのようなものであるのか？
6. 法が意図している範囲はどのようなものか？

参考文献

補遺

第2年報（1980年）
（222頁）

はじめに

前書き

概要

前置き

第1章 特殊教育対象者はどのような利益を受けるのか？

第2章 どのような教育の場が望ましいのか？

第3章 どのようなサービスが提供されるのか？

第4章 法の施行結果はどのようなものであるのか？

第5章 どのような行政の仕組みが存在するのか？

第6章 法が意図している範囲はどのようなものなのか？

補遺

第3年報（1981年）
（180頁）

はじめに

前書き

概要

前置き

州および地方が達成したものと、残された問題

1. 教育への権利
2. 対象者の認定・教育的措置・評価
3. 個別教育プログラム
4. 最も制約の少ない環境
5. 手続き上の保護
6. 評価手続きにおける保護
7. 私立学校
8. 人材開発システム
9. 州教育機関の責任

10. 州教育機関への監視
教育省特殊教育部の役割

参考文献

補遺

第4年報（1982年）
（188頁）

はじめに

前書き

概要

前置き

教育への権利

個別教育プログラム

最も制約の少ない環境

手続き上の保護

評価手続きにおける保護

私立学校

州による P. L. 94-142 に関する行政

教育省特殊教育プログラム部の役割

参考文献

補遺

第5年報（1983年）
（182頁）

はじめに

前書き

概要

「無償で適切な公教育」に向けての進歩

誤った分類を予防する活動

教育省特殊教育プログラム部の役割

参考文献

補遺

第6年報（1984年）
（246頁）

はじめに

前書き

概要

「無償で適切な公教育」の対象者

障害児の権利を保障する法の主要な諸規定の実施に関する最新の情報

全ての障害児の教育に対する州および地方への援助
障害児教育プログラムの実効性を確かめ、保障するた
めの活動
補遺

第7年報(1985年)
(312頁)

はじめに
前書き
概要
「無償で適切な公教育」の対象者
障害児の権利を保障する法の主要な諸規定の実施
全ての障害児の教育に対する州および地方への援助
障害児教育プログラムの実効性を確かめ、保障するた
めの活動
参考文献
補遺

第8年報(1986年)第1巻
(392頁)

はじめに
前書き
概要
「無償で適切な公教育」の対象者
障害児の権利を保障する法の主要な諸規定の実施
全ての障害児の教育に対する州および地方への援助
障害児教育プログラムの実効性を確かめ、保障するた
めの活動
参考文献
補遺

第2巻
1985会計年度における特殊教育プログラム部による
基金補助と契約の目録

第9年報(1987年)
(680頁)

はじめに
前書き
概要
「無償で適切な公教育」の対象者
障害児の権利を保障する法の主要な諸規定の実施

全ての障害児の教育に対する州および地方への援助
障害児教育プログラムの実効性を確かめ、保障する活
動
参考文献
補遺

第10年報(1988年)
(434頁)

はじめに
前書き
概要
第I章 「無償で適切な公教育」の対象者
第II章 (中学教育段階からその後への)移行期にある
障害をもつ生徒：中等教育段階生徒の学校終了状況
と、ニーズに合致するとみなされるサービス
第III章 全ての障害児の教育に対する州および地方へ
の援助
第IV章 障害児教育プログラムの実効性を確かめ、保
障するための活動
参考文献
補遺

第11年報(1989年)第1巻
(490頁)

前書き
概要
第I章 「無償の適切な公教育」の対象者
第II章 教育を受ける場に関する州による相違
第III章 障害をもつ乳幼児・就学前児のニーズを満た
すこと
第IV章 中等教育段階生徒の追跡調査：以後の教育・
雇用・自立生活への移行
第V章 人材の供給・需要・必要性
第VI章 特殊教育に関する歳出
第VII章 障害児教育の方針・手続きの実施を保障する
活動
第VIII章 障害児教育プログラムの実効性を評価する活
動
参考文献
補遺

第2巻
障害者教育法の裁量権による基金補助を受けている現

行プロジェクトの総目録

第12年報（1990年）
（412頁）

前書き

概要

第1章 対象者、教育の場、教職員

第2章 障害をもつ乳幼児・就学前児のニーズを満たすこと

第3章 中等教育段階生徒の（以後の生活場面への）移行

第4章 全ての障害児の教育に対する州および地方への援助

補遺

第13年報（1991年）
（498頁）

前書き

概要

第1章 対象者、教育の場、教育終了状況、教職員

第2章 障害をもつ乳幼児・就学前児のニーズを満たすこと

第3章 通学制特殊教育学校と寄宿制特殊教育学校の状況

第4章 全ての障害児の教育に対する州および地方への援助

補遺

第14年報（1992年）
（558頁）

前書き

概要

第1章 対象者、教育の場、教育終了状況、教職員

第2章 障害をもつ乳幼児・就学前児のニーズを満たすこと

第3章 中途退学：退学者、助力の方法

第4章 全ての障害児の教育に対する州および地方への援助

補遺

第14年報（1992年）補遺の内容
（370頁）

A データ諸表

(A)対象者の人数（表1～25）

(B)教育の場（表1～6）

(C)教職員（表1～2）

(D)中等教育段階の学校終了状況（表1～2）

(E)想定されるサービス（表1）

(F)居住人口と学校登録者数（表1～5）

(G)財政（表1）

(H)歳出（表1）

B 教職員養成・研修（表1～3）

C 改善が必要な特殊教育プログラム・関連サービスの要約報告

D 「障害をもつ個々の者の教育に関する法律」の評価：特別研究契約

E 州機関／連邦評価研究プログラムの要約

F 州機関／連邦評価研究プログラムの抜粋アブストラクト

G 特別な人々（移住者の問題）（表1～7）

H 盲聾児童・青年に関する追加データ（表1～5）

I これまでの「教育の場」の推移傾向（表1～2）

III. 年報利用可能性、報告内容等

1) 年報利用可能性の保障：年報は議会の関連する委員会メンバー、各州教育当局者たち、その他の関係部局や関係者等にも配布されていた。しかし、上院から年報の増刷と、広く配布する必要性が指摘された。障害者教育法修正（1983年）は第618条(f)項(1)号で、「議会の両院の適切な委員会、全米障害児童・青年教育諮問委員会に提出されるものとする。また、教育界全体に、さらに他の関係者たちに十分な冊数が発行され、配布されるものとする。」（下線は中野による）と定めた。1990年の法律では第618条(e)項(1)号(B)節に移っているが、表現は同じである。こうして、かなりの部数が印刷・配布されるようになった。現在、各年報はマイクロフィッシュの形で販売されている（鮮明さを欠く）。年報に関する問い合わせは下記が対応している。

Office of Special Education Programs, Office of Special Education and Rehabilitative Services, Room 3523, Switzer Building, 330 C Street SW, Washington, DC 20202, USA.

2) 報告内容の規定：内容のうち、障害児、教職員

表1 障害カテゴリー別の「特殊教育及び関連サービス」対象者数 (1990-91学年度)

障害カテゴリー	人数
特異性学習障害	2,144,377
話声語もしくは言語の障害	990,186
精神遅滞	552,658
重度情緒障害	392,559
重複障害	97,625
聴覚障害	59,312
整形外科的障害	49,393
その他の健康障害	56,312
視覚障害	23,686
盲聾	1,522
合計	4,367,630

表2 障害児の教育の場 (6~21歳) 1989~90学年度

障害カテゴリー	教育の場					
	通常学級	リソースルーム	特殊学級	特殊学校	寄宿制施設	在宅/病院
特異性学習障害	20.7%	56.1%	21.7%	1.3%	0.1%	0.1%
話声語もしくは言語の障害	76.8	17.7	3.8	1.5	0.1	0.1
精神遅滞	6.7	20.1	61.1	10.3	1.4	0.4
重度情緒障害	14.9	28.5	37.1	13.9	3.6	2.0
聴覚障害	27.0	18.2	31.7	10.6	12.3	0.2
重複障害	5.9	14.3	43.7	29.5	3.9	2.7
整形外科的障害	29.6	18.9	34.7	9.9	1.0	5.9
その他の健康障害	31.2	22.3	24.6	7.8	1.0	13.1
視覚障害	39.3	23.7	21.1	4.5	10.8	0.6
盲聾	8.0	16.3	29.9	16.6	28.4	1.0
全体	31.5	37.6	24.9	4.6	0.9	0.6

注：特殊学校には通学制の学校のみ、寄宿制施設には寄宿制特殊学校が含まれている。

表3 特殊教育行政命令：障害をもつ全ての子供が無償で適切な公教育対象とされている年齢 (第14年報)

0歳	2歳	3歳	4歳	5歳
アメリカ領サモア	バージニア	アラバマ	ネバダ	オレゴン
グアム		アラスカ	ニューハンプシャー	
アイオワ		アリゾナ	ニュージャージー	
メリーランド		アーカンサス	ニューメキシコ	
ミシガン		インディアナ行政部	ニューヨーク	
ミネソタ		カリフォルニア	ノースカロライナ	
ネブラスカ		コロラド	ノースダコタ	
パラオ諸島		コネティカット	北マリアナ諸島	
プエルトリコ		デラウェア	オハイオ	
		コロンビア特別区	オクラホマ	
		フロリダ	ペンシルベニア	
		ジョージア	ロードアイランド	
		ハワイ	サウスカロライナ	
		アイダホ	サウスダコタ	
		イリノイ	テネシー	
		インディアナ	テキサス	
		カンサス	ユタ	
		ケンタッキー	バーモント	
		ルイジアナ	バージン諸島	
		メイン	ワシントン	
		マサチューセッツ	ウエストバージニア	
		ミシシッピ	ウイスコンシン	
		ミズーリ	ワイオミング	
		モンタナ		
計	9	1	47	1

出典：National Early Childhood Technical Assistance System, 1991.

の人数に関する各州からの報告について触れておく。法律の修正に伴い、若干の変更がみられる。P. L. 94-142 では、次のような人数の報告が求められた。

(A) 障害カテゴリー別の、特殊教育及び関連サービスを必要とする各州における障害児の人数。

(B) 障害カテゴリー別、無償で適切な公教育を受けている各州における障害児の人数。各州において無償で適切な公教育を必要としながらも教育を受けていない障害児の人数。

(C) 障害別、通常の教育プログラム、特殊学級・特殊学校にいる障害児の人数。こうした施設に入っているも無償で適切な公教育を受けていない人数。

(D) 各州における連邦、州、地方の支出額。

(E) 障害カテゴリー別、教職員の原因と不足人員数。「障害者教育法修正(1983年)」では、障害カテゴリー別だけでなく、年齢群別(3～5、6～11、12～17、18～21)の人数報告を定めている。「障害者教育法修正(1988年)」では、①0～2、3～5歳は年齢群別のみ、②6～11、12～17、18～21歳は年齢群別と障害カテゴリー別の人数報告を求めている(現行も同じ)。1990年の修正で障害カテゴリーに新しく自閉症と外傷性脳損傷が加わったが、これらに関しては1992会計年度までは含まないこととされた。

年報利用にあたっては、注もしくは説明に十分目を通す必要がある。各州の事情により、数字に若干の操作がなされたりしているからである⁹⁾。

IV. 第14年報

内容の一部を表で示した。教育の場なども、わが国の常識で判断すると正しく認識できない恐れがあり、年報の説明を読むことが必要となる⁹⁾。障害者教育法では0～21歳の教育を標榜しており、事態が変化しつつあるが、表3のような状況であり、実現にはかなりの期間が必要と思われる。

表4に連邦政府から州に対して支出される交付金の額が示してある。初等中等教育法は第一章で、州運営もしくは州支援プログラムにいる障害児への交付金支出を規定した(1966年から支出)。1975年に修正が行われ、州運営もしくは州支援プログラムとから地域の学校に移った障害児にも交付が適用されることになった。なお、特殊教育及び関連サービスのために支出される各州の平均経費の割合は、連邦からのものが全体の約8%、州支出が55%、地方の支出が37%ほどだとされている。もっとも、これはあくまで平均であり、州による格差が極めて大きいし、地方差も大きいこと

表4 連邦政府から州への交付金(1977～91会計年度)

会計年度	障害者教育法	一人当り	初等中等教育	一人当り
	パートB、州への 交付金	の配分類	法(SOP)による 州への交付金	の配分類
	ドル	ドル	ドル	ドル
1977	251,770,000	72	121,591,000	604
1978	566,030,000	159	132,492,000	592
1979	804,000,000	217	143,353,000	635
1980	874,500,000	230	145,000,000	620
1981	874,500,000	222	152,625,000	626
1982	931,008,000	233	146,520,000	604
1983	1,017,900,000	251	146,520,000	596
1984	1,068,875,000	261	146,520,000	593
1985	1,135,145,000	275	150,170,000	587
1986	1,163,282,000	282	143,713,000	572
1987	1,338,000,000	321	150,170,000	588
1988	1,431,737,000	338	151,269,000	578
1989	1,475,449,000	340	148,200,000	557
1990	1,542,610,000	350	146,389,000	545
1991	1,854,186,000	407	148,859,000	561

出典：U. S. Department of Education, Office of Special Education Programs, Data Analysis System (DANS).

を指摘しておきたい。

米国教育省特殊教育年報は、行政側の資料という制約はあるが、内容豊富で信頼し得る価値の高い情報源であり、さらに活用が望まれる。

注

- 1) P. L. 89-750 Elementary and Secondary Education Act Amendments of 1966.
- 2) National Advisory Committee on Handicapped Children.
- 3) P.L.91-230 Education of the Handicapped Act of 1969.
- 4) P.L.94-142 Education for All Handicapped Children Act of 1975.
- 5) 管見に入っているものだけを掲げた。安藤房治(1984)：アメリカ障害児教育の現状～P.L. 94-142 法実施下の現状分析～(私製プリント)。瀬尾政雄(1982)：米国の障害児教育における個別教育計画に関する考察。特殊教育学研究, 20(2), 17-29. 同(1985)：米国の全障害児教育法(P.L.94-142)の実施経過とその課題。特殊教育学研究, 23(2), 67-72. 成田 滋(1987)：「契約としての個別教育計画。(国立特殊教育総合研究所)世界の特殊教育(Ⅰ), 43-50. 同(1989)：アメリカ合衆国の障害児教育～展望～その1.世界の特殊教育(Ⅲ), 70-80. 同(1990)：アメリカ合衆国の早期教育と全障害児教育修正法の各州における施行状況。世界の特殊教育(Ⅳ),

- 69-75. 若村 洋 (1990) : アメリカ合衆国ペンシルベニア州西部地域における視覚障害教育個別教育計画. 世界の特殊教育 (IV), 76-89. 木全和巳 (1990) : アメリカ合衆国における「学習障害」. 障害者問題研究 61, 44-55. 本木章喜 (1990) : アメリカ合衆国におけるリソースルームの指導. 発達障害研究. 12(3), 200-204. 中野善達 (1993) : アメリカ合衆国における「特殊教育及び関連サービス」対象の検討. 筑波大学リハビリテーション研究, 2(1), 11-22. 同 (1993) : アメリカ合衆国の盲聾者～政府の対応と実態～. 聴覚言語障害, 21(4), 174-182. 大橋敏博 (1993) : 米国における特殊教育の現状. 世界の特殊教育 (VII), 65-70.
- 6) P.L.98-199 Education of the Handicapped Act Amendments of 1983.
- 7) P.L.101-476 Individuals with Disabilities Education Act of 1990.
- 8) 参照. 中野善達 (1993) : アメリカ合衆国における「特殊教育及び関連サービス」対象の検討. 筑波大学リハビリテーション研究, 2(1), 11-22.
- 9) 教育省特殊教育プログラム部の定義は以下を参照. 中野善達 (1993) : [アメリカ]聾教育法 (1986年) の成立とその後の展開 (3). 聴覚言語障害, 21(3), 113-123.